

11月24日日本弁理士会と中華商標協会覚書締結式あいさつ

2002年11月24日 日本弁理士会会長 笹島 富二雄

尊敬する

中華商標協会会長

劉 敏 学 先生

ならびにご臨席の皆様

日本弁理士会を代表してご挨拶申し上げます。

本日、中華商標協会と日本弁理士会との間で両協会が相互に交流をはかり、両国商標制度の発展のために両協会が協力することに合意した覚書を締結することができたことは誠に喜ばしいことと存じます。心からお祝いしたいと思います。また、この締結に至るまでにご尽力いただきました中華商標協会の皆様に厚くお礼を申し上げたいと思います。

日本弁理士会は1922年以来80年間にわたり弁理士法により設立され、特許・実用新案・意匠・商標・著作権等を含む知的財産権に関する代理人である弁理士を組織し、日本内外の出願人ならびに権利者の利益を保護し、日本特許庁をはじめとする日本政府機関と共に日本の知的財産権制度の発展に努力してまいりました。

いま、日本は21世紀の日本を技術創造立国と位置付け、これを支える重要な制度として知的財産権制度を世界に誇れるものとするべく、日本政府は小泉純一郎首相を会長とする知的財産戦略会議を創設し、知的財産権制度を全面的に見直しております。この見直しの基本的な法律として、正に、今週、中国の全国人民代表大会に相当する国会において「知的財産基本法」が審議中であり、今月中に成立する予定であります。

中華商標協会は、1994年以来国家工商行政管理総局の指導の下に中国有名商標企業、商標代理人、弁護士、裁判官等の商標専門家を組織し、中国における唯一の民間商標専門家団体として、中国における商標の使用を指導し、商標制度を発展させるために努力されてきたと伺っております。

また、中国でも2001年の特許法改正、WTO加盟に伴うTRIPS協定の実施、2002年の商標法改正と著しい中国経済の発展に適合するように多くの知的財産権制度の改革が進められております。

知的財産権制度は、産業・経済を公正な競争と公正な取引とを通じて発展させるために不可欠なものであります。今回の覚書において、両協会が「経済の発展と繁栄は、知的財産権制度の適正な執行を基礎にしている」と確認されたとおりであります。また、その中において、商標制度は公正な取引を維持する制度として重要であり、今回の覚書で「商標

の保護は消費者利益保護のために重要な不可欠な前提条件である」と確認されたとおりであります。

中国と日本とは長い交流の歴史があり、また近年の両国の交流は今までの歴史にもないほどの著しい発展をみております。中国を語らずして日本は語れないといっても過言ではありません。このような時期に、締結された覚書で確認された共通の認識の下に、中華商標協会と日本弁理士会とが相互に交流を図り、両国の商標制度、ひいては両国の知的財産権制度の発展に努力することは、中国及び日本の発展に極めて意義のあることと考えます。

最後に、この覚書締結を契機に中華商標協会と日本弁理士会との協力関係がさらに進展し、両協会が発展することを心から祈念致しまして、挨拶とさせていただきます。